一般社団法人エコーネットコンソーシアム

商標取扱規則

第１条（目的）

当法人は、エコーネット規格が業界において広く支持、採用され、普及促進を図ることを目的として活動しており、従って本規格を採用することを希望する者が本規格に準拠した製品を商業化するのに必要な知的財産権を合理的かつ非差別的に使用できることが望ましいものと考える。かかる知的財産権のうち、商標権の取扱いについて定める。

第２条（適用範囲）

本規則の適用対象は当法人の全会員とする。

第３条（用語の定義）

用語の定義は次の通りとする。

①エコーネット規格：当法人（当法人の前身である任意団体エコーネットコンソーシアムを含む。以下同。）で定めた規格をいう。

②本件商標：当法人が所有又は使用許諾権限を有している商標及びこれらに対応する外国商標をいう。

③本件商品等：エコーネット規格に準拠していると認証された製品、およびエコーネット規格の普及促進に資する関連役務をいう。ここでいう認証とは、当法人が別途指定する方法及び機関によるものとする。

第４条（使用条件）

会員は、本件商品等及びその取扱説明書、販売促進物（会員の WEB サイトを含む）及び包装物に対して、本件商標を、全世界において非独占的、かつ無償で使用することができる。

２　会員は、当法人が別に定める商標使用マニュアルに従わなければならない。

３　会員は、本件商標を使用する全ての本件商品等につき、その品質の維持向上に努めなければならない。

４　会員は、本件商品等の販売促進目的で、本件商品等の自らの直接又は間接の販売先に限り、本件商標を使用させることができるものとするが、当該販売先に商標使用マニュアルを遵守させなければならない。

第５条（使用立証の協力）

会員は、当法人の要求があった場合、本件商標の使用立証の為の資料を当法人に提供するものとする。

第 6 条（侵害排除義務等）

会員は、本件商標にかかる権利が第三者によって侵害され、または侵害される虞があることを発見した場合には、当法人に対して速やかに当該事実を報告するものとする。

２　会員は、本件商標にかかる権利の有効性（侵害訴訟におけるものを含む）の主張及び本件商標にかかる権利の維持、並びにその侵害の除去及び防止に関し、最善を尽くして努力するものとする。当法人は本項に定める措置その他如何なる行動をとる義務はないものとし、行動しなかったことに関し、会員に対し何らの責任も負わないものとする。

第 7 条（ 本件商標にかかる義務 ）

会員は、本件商標の有効性について争わないものとする。

第 8 条（免責、非保証）

本規則のいかなる条項も、会員による本件商標の使用について第三者の権利と抵触しないことを、当法人が保証するものではない。

２　本件商標にかかる権利がなんらかの理由で無効とされ若しくは取り消された場合、または失効した場合（侵害訴訟でその判断がなされた場合を含む）であっても、当法人が会員に対し、責を負うものではない。

３　当法人は、会員による本件商標の本件商品等への使用によって引き起こされた第三者の権利についての係争に対し、いかなる責任も負わない。また、会員は、かかる係争から生ずる一切の義務、損失、損害又は費用（弁護士費用及び訴訟費用を含む。）から当法人を免責するものとする。

４　本規則は、本規則で明示的に規定する場合を除き、当法人、会員、又はその他第三者のいかなる知的財産権に対しても許諾を行っていると解釈されるものではない。

第 9 条（譲渡等の禁止）

会員は、本規則に基づく権利及び義務の全部又は一部を、譲渡又は担保に供してはならない。

第 10 条（損害賠償）

会員は、本規則の条項に違反し、それによって当法人に損害を与えた場合、当法人に対しその賠償の責を負う。

第 11 条（施行と改廃）

1.　本規則は、理事会が制定した日より、施行する。

2.　本規則の改廃は、理事会の決議による。

［改定履歴］

日付	改定内容
2014 年 4 月 21 日	制定
2015 年 9 月 4 日	商標を使用できる商品として関連役務を追加、その他文言の修正